

JAXA 第3期中期目標新旧比較

【凡例】赤字：新たに追記・修正したもの
下線：配置替えを行ったもの。

資料3

中期目標（現行）並替	中期目標 変更案	中期目標の変更箇所と新「宇宙基本計画」の対応箇所
<p>目次</p> <p>I. 中期目標の期間</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>(2) リモートセンシング衛星</p> <p>(3) 通信・放送衛星</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>2. 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学・宇宙探査プログラム</p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>3. 航空科学技術</p> <p>(1) 環境と安全に重点化した研究開発</p> <p>(2) 航空科学技術の利用促進</p> <p>4. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>(3) 宇宙を活用した外交・安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集・調査分析機能の強化</p> <p>(6) 人材育成</p> <p>(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</p> <p>(8) 情報開示・広報</p> <p>(9) 事業評価の実施</p> <p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>4. 情報技術の活用</p> <p>IV. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>3. 安全・信頼性に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>I. 中期目標の期間</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 宇宙安全保障の確保</p> <p>(1) 衛星測位</p> <p>(2) 衛星リモートセンシング</p> <p>(3) 衛星通信・衛星放送</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>(5) その他の取組</p> <p>2. 民生分野における宇宙利用の推進</p> <p>(1) 衛星測位</p> <p>(2) 衛星リモートセンシング</p> <p>(3) 衛星通信・衛星放送</p> <p>(4) その他の取組</p> <p>3. 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化</p> <p>(1) 宇宙輸送システム</p> <p>(2) 宇宙科学・探査</p> <p>(3) 有人宇宙活動</p> <p>(4) 宇宙太陽光発電</p> <p>(5) 個別プロジェクトを支える産業基盤・科学技術基盤の強化策</p> <p>4. 航空科学技術</p> <p>(1) 環境と安全に重点化した研究開発</p> <p>(2) 航空科学技術の利用促進</p> <p>(3) 技術基盤の強化及び産業競争力強化への貢献</p> <p>5. 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>(2) 調査分析・戦略立案機能の強化</p> <p>(3) 基盤的な施設・設備の整備</p> <p>(4) 国内の人的基盤の総合的強化、国民的な理解の増進</p> <p>(5) 宇宙空間における法の支配の実現・強化</p> <p>(6) 国際宇宙協力の強化</p> <p>(7) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>(8) 情報開示・広報</p> <p>(9) 事業評価の実施</p> <p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>2. 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>3. 業務の合理化・効率化</p> <p>4. 情報技術の活用</p> <p>IV. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>3. 安全・信頼性に関する事項</p>	<p>※本欄には、以下における対応箇所を記載。</p> <p>4. 我が国の宇宙政策に関する具体的アプローチ (2) 具体的取組</p>

JAXA 第 3 期中期目標新旧比較

【凡例】赤字：新たに追記・修正したもの
下線：配置替えを行ったもの。

資料 3

中期目標（現行）並替	中期目標 変更案	中期目標の変更箇所と新「宇宙基本計画」の対応箇所
<p>I. 中期目標の期間</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 35 号）により独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号。以下「機構法」という。）が改正され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられた。</p> <p>本法改正により、機構法第 4 条の機構の目的では、宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとりこととされた。</p> <p>機構法第 19 条第 1 項では、中期目標は宇宙基本計画に基づかなければならないとされている。加えて、防衛計画の大綱、地理空間情報活用推進基本計画、科学技術基本計画など関係する政策と十分な連携を図る。</p> <p>また、機構は、内閣府が、毎年度、宇宙開発利用施策の重点化及び効率化の在り方について提示する戦略的予算配分方針（経費の見積りの方針）等を踏まえて編成された予算をもとに、業務を行うこととする。</p> <p>これら関係の法令や計画を踏まえ、機構は、関係府省、他の独立行政法人や研究機関、民間事業者等と密接に連携しつつ、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。</p> <p>世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。</p> <p>(2) リモートセンシング衛星</p> <p>我が国の防災、災害対策及び安全保障体制の強化、国土管理・海洋観測、リモートセンシング衛星データの利用促進、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持・向上、ASEAN 諸国の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、関係府省と連携を取りつつリモートセンシング衛星の開発を行う。その際、他機関の衛星と協調することにより、利用拡大に不可欠となる同一、同種のセンサーによる継続的なデータ提供と高い撮像頻度（1 日 1 回以上の撮像）を目指し、光学（可視域中心）及び SAR（合成開口レーダ。L バンド、X バンド等上記の目的に合致するもの）の衛星により構成される衛星コンステレーション（複数の衛星による一体的な運用）とするべく衛星開発等に取り組む。これらによって、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」やセンチネルアジアに貢献する。また、衛星データの利用拡大について、官民連携により取り組むことで衛星運用を効率化するとともに、衛星データ利用技術の開発や実証を行う。</p> <p>政府における画像データの取扱いに関するデータポリシーの検討を踏まえ、データ配布</p>	<p>I. 中期目標の期間</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 35 号）により独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号。以下「機構法」という。）が改正され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）は、政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられた。</p> <p>本法改正により、機構法第 4 条の機構の目的では、宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとりこととされた。</p> <p>機構法第 19 条第 1 項では、中期目標は宇宙基本計画に基づかなければならないとされている。加えて、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、地理空間情報活用推進基本計画、科学技術基本計画など関係する政策と十分な連携を図る。</p> <p>また、機構は、内閣府が、毎年度、宇宙開発利用施策の重点化及び効率化の在り方について提示する戦略的予算配分方針（経費の見積りの方針）等を踏まえて編成された予算をもとに、業務を行うこととする。</p> <p>これら関係の法令や計画を踏まえ、機構は、関係府省、他の独立行政法人や研究機関、民間事業者等と密接に連携しつつ、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図る。</p> <p>1. 宇宙安全保障の確保</p> <p>(1) 衛星測位</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。</p> <p>世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。</p> <p>(2) 衛星リモートセンシング</p> <p>我が国の安全保障体制の強化のため、衛星リモートセンシングの利活用に係る政府の検討を支援するとともに、その検討結果を踏まえ、リモートセンシング衛星の開発等を行う。我が国の技術的強みを生かした先進光学衛星及び先進レーダ衛星の開発等を行う。</p> <p>また、各種の人工衛星を試験的に活用する等により、海洋状況把握（MDA）への宇宙技術の活用について、航空機や船舶、地上インフラ等との組み合わせや米国との連携等を含む総合的な観点から政府が行う検討を支援する。</p> <p>政府における画像データの取扱いに関するデータポリシーの検討を踏まえ、データ配布</p>	<p>前文</p> <p>・新たな「宇宙基本計画」は、国家安全保障の基本方針として平成 25 年 12 月に策定された「国家安全保障戦略」に示された新たな安全保障政策を十分に反映する</p> <p>① ii) 衛星リモートセンシング</p> <p>・衛星によるリモートセンシング全体について、安全保障・公共・産業等の各分野における利用ニーズを明らかにした上で、これに対応するために必要となる衛星の仕様、運用方法及びデータの活用可能性等について継続的に検討を行い、以後のプロジェクトに反映していく仕組みを構築する。（内閣府等）</p> <p>① vi) 海洋状況把握</p> <p>・海洋の状況把握を担う関係府省において、我が国等が保有する各種の人工衛星を試験的に活用する等により、MDA への宇宙技術の活用について、航空機や船舶、地上インフラ等との組み合わせや米国との連携等を含む総合的な観点から検討を行い、平成 28 年度末をめどに知見等を取りまとめ、今後の関連計画に反映させる。（内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、国土交通省、防衛省等）</p>

JAXA 第 3 期中期目標新旧比較

【凡例】赤字：新たに追記・修正したもの
下線：配置替えを行ったもの。

資料 3

中期目標（現行）並替	中期目標 変更案	中期目標の変更箇所と新「宇宙基本計画」の対応箇所
<p>方針を適切に設定する。</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ (3) 通信・放送衛星</p> <p>また、将来に向けて大容量データ伝送に資する光衛星通信技術の研究を行う。</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>宇宙輸送システムは、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、独自に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、今後とも自律的な宇宙輸送能力を保持していく。</p> <p>これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システムの在り方について政府が実施する総合的検討の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>我が国の基幹ロケットであるH-II Aロケット及びH-II Bロケットについては、一層の信頼性の向上を図るとともに、技術基盤の維持・向上を行い、世界最高水準の打上げ成功率を維持する。H-II Aロケットについては、打上げサービスの国際競争力の強化を図る。</p> <p>固体ロケットシステムについては、打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき、低コストかつ革新的な運用性を有するイプシロンロケットの研究開発を行うとともに、その高度化により更なる低コスト化を目指す。</p>	<p>方針を適切に設定する。</p> <p>我が国の宇宙インフラの抗たん性・即応性の観点から、特定領域の頻繁な観測が可能な即応型の小型衛星等について、政府が行うその運用上のニーズや運用構想等に関する調査研究を支援する。</p> <p>(3) 衛星通信・衛星放送</p> <p>将来に向けて大容量データ伝送に資する光衛星通信技術の研究開発を行う。特に、抗たん性が高く、今後のリモートセンシングデータ量の増大及び周波数の枯渇に対応する光データ中継衛星について開発を行う。</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>宇宙輸送システムは、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、独自に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、我が国の基幹ロケットであるH-II Aロケット、H-II Bロケット及びイプシロンロケットの維持・運用並びに「新型基幹ロケット」の開発をはじめとして、今後とも自立的な宇宙輸送能力を保持していく。</p> <p>①基幹ロケット</p> <p>ア. 液体燃料ロケットシステム</p> <p>我が国の自立的な打ち上げ能力の拡大及び打ち上げサービスの国際競争力の強化のため、平成 32 年度の初号機の打ち上げを目指し、ロケットの機体と地上システムを一体とした総合システムとして「新型基幹ロケット」の開発を着実に推進する。</p> <p>また、現行のH-II A/Bロケットから「新型基幹ロケット」への円滑な移行のための政府の検討を支援する。</p> <p>H-II Aロケット及びH-II Bロケットについては、一層の信頼性の向上を図るとともに、技術基盤の維持・向上を行い、世界最高水準の打上げ成功率を維持する。</p> <p>H-II Aロケットについては、打上げサービスの国際競争力の強化を図る。</p> <p>イ. 固体燃料ロケットシステム</p> <p>戦略的技術として重要な固体燃料ロケットシステムについては、打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき、低コストかつ革新的な運用性を有するイプシロンロケットの研究開発を行うとともに、今後の打上げ需要に対応するための高度化開発を行う。</p> <p>また、安全保障、地球観測、宇宙科学・探査等の様々な衛星の打ち上げニーズに対応し、「新型基幹ロケット」の固体ロケットブースターとのシナジー効果を発揮するとともに、H-II A/Bロケットから「新型基幹ロケット」への移行の際に切れ目なく運用できる将来の固体ロケットの形態の在り方について検討を行う。</p> <p>②打ち上げ射場に関する検討</p> <p>我が国の宇宙システムの抗たん性の観点から政府が行う射場の在り方に関する検討を支援し、その結果を踏まえ、機構が所有・管理する打ち上げ射場について必要な措置を講じる。</p>	<p>① ii)衛星リモートセンシング</p> <p>・我が国の宇宙インフラの抗たん性・即応性の観点から、特定領域の頻繁な観測が可能な即応型の小型衛星等について、その運用上のニーズや運用構想等に関する調査研究に平成 27 年度に着手する。また、即応型の小型衛星と情報収集衛星との連携可能性についても検討を行う。(内閣官房、内閣府、文部科学省、防衛省等)</p> <p>① iii)衛星通信・衛星放送</p> <p>・抗たん性が高く、今後のリモートセンシングデータ量の増大及び周波数の枯渇に対応する光データ中継衛星の開発に平成 27 年度に着手し、平成 31 年度をめどに打ち上げる。(総務省、文部科学省)</p> <p>4. (1)③ i)宇宙産業関連基盤の維持・強化</p> <p>また、液体燃料の H-II A/B ロケット及びそれらの後継の「新型基幹ロケット」並びに固体燃料のイプシロンロケットを引き続き我が国の基幹ロケットとして位置づけ、双方の産業基盤を確実に維持することとする。</p> <p>① iv)宇宙輸送システム</p> <p>・我が国の自立的な打ち上げ能力の拡大及び打ち上げサービスの国際競争力の強化に資する「新型基幹ロケット」について、平成 32 年度の初号機の打ち上げを目指し、ロケットの機体と種子島宇宙センター等の地上システムを一体とした総合システムとして開発を着実に推進する。これにより、民間事業者による打ち上げサービスの速やかな開始及び政府衛星の打ち上げに対応した上での国内外の衛星打ち上げサービス受注の拡大を可能とすることを旨とする。また、現行の H-II A/B ロケットから「新型基幹ロケット」への円滑な移行について検討を行い、平成 27 年度末をめどに結論を得る。(文部科学省)</p> <p>① iv)宇宙輸送システム</p> <p>・即応性が高く、戦略的技術として重要な固体燃料ロケットのイプシロンロケットについて、平成 27 年度末をめどに打上げ能力の向上及び衛星包絡域の拡大のための高度化を完了する。また、安全保障、地球観測、宇宙科学・探査等の様々な衛星の打ち上げニーズに対応し、「新型基幹ロケット」の固体ロケットブースターとのシナジー効果を発揮できるような将来の固体ロケットの形態の在り方について、H-II A/B ロケットが運用を終了し、「新型基幹ロケット」へ移行が完了する時期に切れ目なく運用開始できるよう、平成 27 年度に検討に着手する。(内閣官房、文部科学省、防衛省等)</p> <p>① iv)宇宙輸送システム</p> <p>・我が国の宇宙システムの抗たん性の観点から、射場の在り方に関する検討に平成 27 年度に着手する。(内閣官房、内閣府、文部科学省、防衛省等)</p>

中期目標（現行）並替	中期目標 変更案	中期目標の変更箇所と新「宇宙基本計画」の対応箇所
<p>4. 横断的事項 （7）持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</p> <p>政府による COPUOS や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に関する取組に積極的に協力する。 我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から ISS、人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視（SSA）体制についての政府による検討に協力する。 今後、国際的な連携を図りつつ、我が国の強みをいかし、世界的に必要とされるデブリ除去技術等の研究開発を着実に実施する。</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ （1）測位衛星</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。 世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。</p> <p>1. 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ （2）リモートセンシング衛星</p> <p>我が国の防災、災害対策及び安全保障体制の強化、国土管理・海洋観測、リモートセンシング衛星データの利用促進、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持・向上、ASEAN 諸国の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、関係府省と連携を取りつつリモートセンシング衛星の開発を行う。その際、他機関の衛星と協調することにより、利用拡大に不可欠となる同一、同種のセンサーによる継続的なデータ提供と高い撮像頻度（1日1回以上の撮像）を目指し、光学（可視域中心）及び SAR（合成開口レーダ。L バンド、X バンド等上記の目的に合致するもの）の衛星により構成される衛星コンステレーション（複数の衛星による一体的な運用）とするべく衛星開発等に取り組む。これらによって、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」やセンチネルアジアに貢献する。また、衛星データの利用拡大について、官民連携により取り組むことで衛星運用を効率化するとともに、衛星データ利用技術の開発や実証を行う。</p> <p>「全球地球観測システム（GEOSS）10 年実施計画」に関する開発中の衛星については継続して実施し、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題のモニタリング、モデリング及び予測精度の向上に貢献する。</p>	<p>③即応型の小型衛星等の打ち上げシステムに関する検討 即応型の小型衛星等の運用上のニーズや運用構想等に関する調査研究と連携し、政府が行う空中発射を含めた即応型の小型衛星等の打ち上げシステムの在り方等に関する検討を支援する。</p> <p>（5）その他の取組</p> <p>我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため、デブリとの衝突等から ISS、人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況把握（SSA）体制についての政府による検討を支援する。また、日米連携に基づく宇宙空間の状況把握のために必要となる SSA 関連施設及び関係政府機関等が一体となった運用体制の構築に貢献する。</p> <p>宇宙の安全保障利用のため、JAXA の有する宇宙技術や知見等に関し、防衛省との連携の強化を図る。</p> <p>2. 民生分野における宇宙利用の推進 （1）衛星測位</p> <p>初号機「みちびき」については、内閣府において実用準天頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第、内閣府に移管する。 世界的な衛星測位技術の進展に対応し、利用拡大、利便性の向上を図り、政府、民間の海外展開等を支援するとともに、初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位、干渉影響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組む。【再掲】</p> <p>（2）衛星リモートセンシング</p> <p>我が国の防災及び災害対策の強化、国土管理・海洋観測、リモートセンシング衛星データの利用促進、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持・向上、ASEAN 諸国等の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、衛星リモートセンシングの利活用に係る政府の検討を支援するとともに、その検討結果を踏まえ、リモートセンシング衛星の開発等を行う。 その際、データの継続的提供により産業界の投資の「予見可能性」を向上させ、また関連技術基盤を維持・強化する観点から、切れ目なく衛星を整備することに留意し、我が国の技術的強みを生かした先進光学衛星及び先進レーダ衛星の開発等を行う。また、衛星データの利用拡大について、官民連携により取り組むことで衛星運用を効率化するとともに、衛星データ利用技術の開発や実証を行う。また、リモートセンシング衛星を活用することで、センチネルアジア等」に貢献する。</p> <p>「全球地球観測システム（GEOSS）10 年実施計画」に関する開発中の衛星については継続して実施し、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題のモニタリング、モデリング及び予測精度の向上に貢献する。</p>	<p>①iv)宇宙輸送システム ・即応型の小型衛星等の運用上のニーズや運用構想等に関する調査研究と連携し、空中発射を含めた即応型の小型衛星等の打ち上げシステムの在り方等に関する検討に平成 27 年度に着手する。（内閣官房、内閣府、文部科学省、防衛省等）</p> <p>①v)宇宙状況把握 ・日米連携に基づく宇宙空間の状況把握のために必要となる SSA 関連施設及び防衛省や JAXA を始めとした関係政府機関等が一体となった運用体制を、平成 30 年代前半までに構築する。これに並行して、我が国関係機関と米国戦略軍等との間で連携強化の在り方について協議を進め、運用体制構築等に資する情報収集及び調整を図る。（内閣府、外務省、文部科学省、防衛省等）</p> <p>③i)宇宙政策の推進体制の総合的強化 ・また、宇宙の安全保障利用のため、JAXA の有する宇宙技術や知見等に関し、引き続き防衛省との連携の強化を図る。（文部科学省、防衛省）</p> <p>①ii)衛星リモートセンシング ・データの継続的提供により産業界の投資の「予見可能性」を向上させ、また関連技術基盤を維持・強化する観点から、我が国の技術的強みを生かした先進光学衛星については平成 27 年度に開発に着手し、平成 31 年度をめどに運用を開始する。また先進レーダ衛星については平成 28 年度をめどに開発に着手し、平成 32 年度をめどに運用を開始する。切れ目なく衛星を整備するため、光学・レーダ衛星それぞれの設計寿命及び開発期間を踏まえ、先進光学衛星の後継機については、平成 34 年度をめどに開発に着手し、平成 38 年度をめどに運用を開始する。また、先進レーダ衛星の後継機については、平成 35 年度をめどに開発に着手し、平成 39 年度をめどに運用を開始する。（文部科学省）</p>